

過年度遡及会計基準 ～貸倒引当金の取崩差額～

概要

営業外取引に基づく債権の貸倒引当金繰入額が取崩額よりも小さければ、当第 2 四半期においては、当該差額を「**営業外収益**」として認識することになります。

これは、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下「過年度遡及会計基準」という。)が公表され、それを受けて会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品会計実務指針」という。)第 125 項が改正され、過年度遡及会計基準第 55 項にしたがった処理が求められるからです。

この時、比較情報としての前第 2 四半期は、貸倒引当金戻入益は「**特別利益**」として表示していた場合、財務諸表の組替が必要になるでしょうか……。

本文

過年度遡及会計基準の適用初年度において開示される比較情報では、財務諸表の組替を行わず、**特別利益のまま表示**されます。

改正後の金融商品会計実務指針第 125 項は、過年度遡及会計基準の適用に合わせて平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から適用されます。このため、過年度遡及会計基準の適用初年度においては、比較情報として前期の財務諸表が表示されており、前期において会計上の変更及び過去の誤謬の訂正が行われていたとしても遡及処理を行いません。